

広島県告示第四百三十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二五年七月一六日	午前一〇時三〇分～午後四時	尾道市農協旧御調営農センター I倉庫
平成二五年七月一七日	午前九時～午後四時	尾道市農協向島営農センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二五年七月一六日、 平成二六年三月二一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会